

令和3年6月30日

▼タイトル 高島市長の資産等の公開について

▼概 要

政治倫理の確立のための高島市長の資産等の公開に関する条例に基づく、高島市長の資産等の公開に関し、「所得等報告書」および「関連会社等報告書」の閲覧を本日（6月30日）より開始します。

※閲覧に関する注意事項

《高島市長の資産等の公開に関する規則第10条第2項および第3項》

- ・ 報告書の閲覧は、高島市役所政策部秘書課において、市役所の休日以外の日の午前9時から午後5時までの間です。
- ・ 報告書は、秘書課から持ち出すことはできません。

※「資産等報告書」については、同条例第2条第1項および同規則第10条第1項の規定により、7月26日（月）午前9時から閲覧可能となります。

※その他閲覧に関する詳細事項につきましては、下記へお問い合わせください。

▼日 時 令和3年6月30日（水）午前9時00分～

▼場 所 高島市役所 政策部 秘書課

▼内 容 高島市長の資産等（所得等報告書・関連会社等報告書）の公開

▼問い合わせ先

- 所 属： 政策 部 秘書 課
- 担 当： 久保井 聡
- 電話 番号： 0740（25）8415
- ファックス： 0740（25）8101

高島市長の資産等の公開について

令和3年6月30日

● 所得等報告書

| | | |
|--------|---------------|------------|
| ○ 総合課税 | 事業所得 | なし |
| | 不動産所得 | △101,964円 |
| | 利子所得 | なし |
| | 配当所得 | なし |
| | 給与所得 | 9,504,500円 |
| | 雑収入 | なし |
| | 譲渡所得 | なし |
| | 一時所得 | なし |
| ○ 分離課税 | 土地等の事業・雑所得 | なし |
| | 短期譲渡所得 | なし |
| | 長期譲渡所得 | なし |
| | 株式等の事業・譲渡・雑所得 | なし |
| | 上場株式等の配当所得 | なし |
| | 先物取引の事業・雑所得 | なし |
| ○ 山林所得 | | なし |

● 関連会社等報告書

該当あり（滋賀県後期高齢者医療広域連合・監査委員）